

# WRO OSAK における競技結果の再審議ガイドライン

2018 年 1.0 版

WRO Japan 大阪公認予選大会は、「WRO Japan 大阪北公認予選会」「WRO Japan 大阪中央公認予選会」「WRO Japan 大阪南公認予選会」3つの地域で開催を行います。主催は WRO 大阪統括実行委員会、予選会の運営は各予選会実行委員会（以下、運営事務局という）が行います。

本ガイドラインは、「WRO Japan 大阪北公認予選会」「WRO Japan 大阪中央公認予選会」「WRO Japan 大阪南公認予選会」3つの WRO Japan 大阪公認予選会への参加にあたって適用されます。

WRO Japan 「大阪北公認予選会」「WRO Japan 大阪中央公認予選会」「WRO Japan 大阪南公認予選会」の3つの大会（以下、WRO OSAKA という）。

## 第1条【ガイドライン制定の背景】

1. 近年、ロボットプログラミング教育関連市場が急成長していますが、STEM 教育の目的・趣旨に関する啓蒙活動が行き届いておらず、WRO 大阪大会において、ロボットプログラミング教育の目的・趣旨を理解されないまま大会に参加される方が増えており、その結果、参加チームの利害関係者の不正行為や、運営妨害行為を行う者が増えており対策を講じる必要がある。
2. 地方大会においては、大会運営スタッフの人数に限りがあり、審判、競技委員を参加チームの利害関係者でない人材を配置することは非常に困難である。また大会当日、チームの利害関係者である競技委員のチームピットへの出入り監視等を行うことも困難である。よって、「参加規約」「共通ルール」「競技ルール」に、厳格な規定を行い、不正行為に対処する必要がある。
3. 過去の WRO 大阪大会において、ルール違反を繰り返す行為や、審判の判定を不服とし、審判への暴言や大会運営妨害といえる行為が発生した事例があり、WRO OSAKA においては、表彰後および WRO Japan 決勝大会選抜確定後であっても、競技失格や WRO Japan 決勝大会選抜の取消を行うとするルール規定を行い、悪質な規定違反が生じた場合のガイドラインを制定する。

## 第2条【審判の権限・範囲】

1. 予選会日、審判は絶大な権限を有し、審判の判定は絶対的である。
2. 審判の権限は、予選会日および予選会翌日より 10 日間権限を有する。

## 第3条【再審議対策本部の設置】

1. 表彰後および WRO Japan 決勝大会選抜確定後に、悪質な規定違反が発覚した場合、予選会閉会日の翌営業日より 24 時間以内に、審判より当該予選会運営委員長および WRO 大阪統括実行委員会理事長宛に、競技結果の再審議請求を行う。
2. 競技結果の再審議請求を受理後 24 時間以内に、当該予選会運営委員長または WRO 大阪統括実行委員会理事長より、再審議宣言を行い再審議対策本部の設置を行う。
3. 再審議対策本部役員構成は以下の通りとする。
  - ・本部長：WRO 大阪統括実行委員会 理事長
  - ・副本部長：当該予選会運営委員長
  - ・審判：当該審判 当該予選会の他審判 1 名
  - ・審議委員：各地区予選会運営委員長、当該ルール担当員、他

#### **第4条【審議・結審】**

1. 第3条2項の再審議宣言後、12時間以内に当該規定違反者へ再審議通知を行う。
2. 再審議請求を受理後24時間以内に当該審判への事情聴取を行う。
3. 当該規定違反者が選手の場合、選手から直接事情聴取を行い、コーチの立会いは認めない。選手とは別にコーチに事情聴取を行う。
4. 当該規定違反者がコーチの場合、コーチから事情聴取を行い、コーチ以外の立会いは認めない。
5. 当該規定違反者がチーム利害関係者の場合、コーチから事情聴取を行い、当該規定違反者への事情聴取は行わない。
6. 再審議対策本部からの当該規定違反者への事情聴取は再審議通知を行なった翌日から5日間以内実施する。
7. 当該規定違反者は、本条3項の期日以内に、再審議対策本部からの事情聴取に応じない場合、審判からの再審議内容のみ判定材料とし、最終決定を行うものとする。
8. いかなる事情がある場合でも、当該チームの利害関係者からの、直接抗議や陳情には対応しないものとする。
9. 当該規定違反者への事情聴取終了後、2日以内に結審する。

#### **第5条【通知方法】**

1. 最終決定通知については、本部長、副本部長、審判、審議委員が立会のもと再審議対策本部長より当該規定違反者に対し通知を行うものとする。
2. 当該規定違反者が選手およびチーム利害関係者であっても、チームコーチに電子メールまたは書面送付により行うものとする。

#### **第6条【再審議対策本部の解散】**

1. 第5条1項の後、再審議対策本部長よりの解散宣言を行い解散するものとする。
2. 当該再審議対策本部の解散後、いかなる事実や新たな証拠が出てきた場合でも、さらなる再審議は行わないものとする。

2018年6月1日

WRO OSAKA における競技結果の再審議ガイドライン-Rev. 1.0

WRO 大阪統括実行委員会